

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問 日：平成 28 年 6 月 22 日（諮問第 121 号）

答申 日：平成 29 年 3 月 30 日（答申第 98 号）

内 容：「公文書一部公開決定通知書に関する起案等の文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 4 月 6 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 公文書一部公開決定通知書（滋住第 390：平成 28 年 3 月 31 日）に関する起案、
供覧、決裁の過程を明らかにする文書および付属文書としての当該文書、当該公文書公開請求書（収受年月日 平成 28 年 2 月 26 日、収受番号 1653 番）

請求 2 公文書一部公開決定通知書（滋住第 391：平成 28 年 3 月 31 日）に関する起案、
供覧、決裁の過程を明らかにする文書および付属文書としての当該文書、当該公文書公開請求書（収受年月日 平成 28 年 2 月 26 日、収受番号 1651 番）

請求 3 公文書一部公開決定通知書（滋住第 392：平成 28 年 3 月 31 日）に関する起案、
供覧、決裁の過程を明らかにする文書および付属文書としての当該文書、当該公文書公開請求書（収受年月日 平成 28 年 2 月 26 日、収受番号 1649 番）

請求 4 公文書一部公開決定通知書（滋住第 393：平成 28 年 3 月 31 日）に関する起案、
供覧、決裁の過程を明らかにする文書および付属文書としての当該文書、当該公文書公開請求書（収受年月日 平成 28 年 2 月 26 日、収受番号 1650 番）

請求 5 公文書非公開決定通知書（滋住第 394：平成 28 年 3 月 31 日）に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書および付属文書としての当該文書、当該公文書

2 実施機関の決定

平成 28 年 4 月 20 日、実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり対象公文書を特定の上、その一部が条例第 6 条第 1 号、第 2 号アおよび第 6 号の非公開情報に該当するとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（特定した公文書）

文書 1 公文書一部公開決定（収受番号 1653 番）に係る回議書（平成 28 年 3 月 25 日）

文書 2 公文書一部公開決定（収受番号 1651 番）に係る回議書（平成 28 年 3 月 25 日）

文書 3 公文書一部公開決定（収受番号 1649 番）に係る回議書（平成 28 年 3 月 28 日）

文書 4 公文書一部公開決定（収受番号 1650 番）に係る回議書（平成 28 年 3 月 25 日）

文書 5 公文書非公開決定（収受番号 1652 番）に係る回議書（平成 28 年 3 月 25 日）

3 審査請求

平成 28 年 5 月 10 日、審査請求人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

文書 1、文書 2、文書 4 および文書 5 について非公開とされた部分のうち、個人に関する情報および法人の印影以外の部分を公開することを求める。

2 審査請求の理由

実施機関は、故意、重大な過失に基づき職務権限を濫用して本件処分を行った。

〇〇〇〇は、被告として裁判を受ける権利を有する者であり、実施機関は原告として提起したのであるから、被告に対して説明責任を有するものである。

したがって、実施機関が、本件公開請求に係る公文書を公開すると、原告として対等な立場で訴訟を遂行することができないと述べていることは詭弁、虚言である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

請求1に係る対象公文書は、收受番号1653番の公文書公開請求に対して決定を行った際の回議書であり、その内容は、旅費不支給旅行命令簿ならびに滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟（以下「県営住宅関係訴訟」という。）の提起に関する弁護士相談の復命書および資料である。

請求2に係る対象公文書は、收受番号1651番の公文書公開請求に対して決定を行った際の回議書であり、その内容は、県営住宅関係訴訟に係る訴訟代理委任契約の締結についての回議書、負担行為決議書、法律事務所から提出された弁護士報酬見積書、委任状、委任契約書および法律事務所報酬規程である。

請求4に係る対象公文書は、收受番号1650番の公文書公開請求に対して決定を行った際の回議書であり、その内容は、保有個人情報開示請求に対して開示決定を行った回議書、県営住宅関係訴訟の提起や書証、証拠説明書等の検討に係る弁護士相談の復命書および供覧文書等である。

請求5に係る対象公文書は、收受番号1652番の公文書公開請求の対して決定を行った際の回議書であり、その内容は、県営住宅関係訴訟の提起や書証、証拠説明書等の検討に係る弁護士相談の復命書および供覧文書等である。

3 非公開理由について

(1) 条例第6条第2号ア該当性について（文書2）

弁護士との委任契約に係る契約書、報酬見積書、法律事務所報酬規程および契約金額等は、実施機関が受ける経済的利益の大小、事件の内容や難易、報酬規程などを総合的に考慮して双方が協議の上決定されたものであり、どのような事件をいかなる報酬、契約内容で受任するかという弁護士の事業活動の方針を表したものであることから、これらを公開すれば、ノウハウや信用など弁護士の事業運営上の利益を害するおそれがある。

(2) 条例第6条第6号該当性について（文書1、文書3および文書4）

弁護士相談の復命書、供覧文書および決裁文書等は、増築等の定義についての協議内容、訴状および書証に係る意思形成過程の情報が記載されているものである。これらを公開すれば、実施機関は、原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができず、今後の訴訟の行方に甚大な影響があると考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、実施機関が過去に行った公文書一部公開決定および公文書非公開決定に関する文書の公開が求められたものであり、その具体的な内容は、特定の訴訟についての弁護士相談に係る復命書および資料、委任契約書等の弁護士との委任契約に係る文書、指定管理者との協議に係る復命書および資料ならびに指定管理者から提出のあった資料となっている。

実施機関は、別表2のとおり、条例第6条第2号アおよび第6号を理由として、対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人はこれらの公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性を検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について

(ア) 法律事務所報酬規程（文書2-4）

実施機関は、法律事務所報酬規程は、弁護士の事業活動の方針を表したものであり、これを公にすれば、弁護士の事業運営上の利益を害するおそれがあると主張している。

当審査会において見分したところ、当該文書においては、弁護士が職務に関して受ける着手金や報酬金に係る金額やその算定基準、増減の条件などが具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

こうした情報は、弁護士の法律事務所経営のノウハウに基づき作成されるものであり、たとえ、当該弁護士における事業活動の方針を表すものと言うことができ、当該情報を公にすることは、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断される。

したがって、法律事務所報酬規程は、条例第6条第2号アに該当するものであると認められる。

(イ) 委任契約書、弁護士報酬見積書および契約金額等（文書2-1から文書2-3）

実施機関は、弁護士との委任契約に係る契約書、弁護士報酬見積書および回議書に記載された契約金額に係る情報は、実施機関が受ける経済的利益の大小、事件の内容や難易、報酬規程などを総合的に考慮して双方が協議の上決定されたもので、弁護士の事業活動の方針を表したものであることから、これらを公にすれば、弁護士の事業運営上の利益を害するおそれがあると主張している。

確かに、弁護士との契約金額や委任契約の内容については、法律事務所報酬規程に基づき、事件の内容や難易度、依頼者の資力など事案毎の事情を考慮して決定されているものと考えられるところである。

しかしながら、当該非公開情報は、実施機関と弁護士との契約内容や契約金額そのものであると認められ、これを公にしたとしても、特定事案における契約状況の一端を示すにとどまり、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

当該情報が公金の支出に係る情報であることに鑑みれば、県民等に対する公開の要請が強いものと言うべきであり、実施機関の説明からは、非公開情報該当性を認めるべき具体的な理由は見当たらないものである。

一方、報酬見積書に記載された情報のうち、請求額の算定の基礎とされた金額およびこれに乗じた割合については、法律事務所報酬規程に記載された情報の引用であると認められるものであり、当該情報が非公開情報に該当することは、(ア)において既に述べたとおりである。

また、振込先の銀行名、口座番号および印影については、事業者の内部において管理される情報であると認められ、これを公にすれば、弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると言える。

したがって、報酬見積書に記載された情報のうち、算定の基礎とされた金額および

これに乗じた割合ならびに銀行名、口座番号および印影は、条例第6条第2号アに該当するものであるが、別表1に掲げるその余の情報は、同号アに該当するものとは認められない。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

同号では、公にすることにより、県が行う事務等の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしてアからオのおそれが例示されているが、このうちイにおいては、「契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」が示されている。そして、この「争訟に係る事務」とは、現在提起され、または提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などの事務を指すと解するものである。

また、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

イ 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

(ア) 弁護士相談に係る復命書および関係資料（文書1-1から文書1-6、文書4-1から文書4-7および文書5-1から文書5-7）

実施機関は、弁護士相談に係る復命書および関係資料（以下「復命書等」という。）は、これを公にすれば、実施機関が、原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができなくなり、今後の訴訟に影響があると主張している。

当審査会が対象公文書を見分したところ、当該復命書等は、県営住宅関係訴訟について実施機関が弁護士に相談を行った際の記録および関係資料であり、当該弁護士相談においては、訴訟に向けての課題等の整理や書証案の検討など、今後の訴訟への対応方法が協議されていたことが認められる。

このことからすると、こうした情報を公にすれば、実施機関が県営住宅関係訴訟において検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針が容易に類推されることとなり、実施機関における今後の訴訟事務の遂行に支障が生じるおそれがあるものと判断される。

一方、復命書等のうち別表1に掲げる資料については、当該弁護士相談に係るものではあるものの、単に、訴訟に至る経過等の事実や関係法令が記載されているに過ぎず、これを公にしたとしても、実施機関の訴訟事務の遂行には支障がないものと言え

る。

したがって、別表1に掲げる資料については、条例第6条第6号に該当するものとは認められないが、その余の復命書等は、同号に該当するものであると認められる。

(イ) 指定管理者との協議に係る記録および供覧文書（文書4-8から文書4-10および文書5-8から文書5-10）

実施機関は、これらの文書を公にすれば、実施機関が原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができなくなり、今後の訴訟に支障があると主張している。

しかしながら、当審査会が見分したところ、当該文書は、県営住宅におけるトラブルに係る実施機関と指定管理者との協議の記録や指定管理者が入居者に発出した通知文書などであると認められる。

こうした文書は、専ら県営住宅の管理業務に関して作成または取得された文書であって、何ら訴訟の対処方針等が記載されているものではなく、これを公にしたとしても、実施機関の今後の訴訟事務の遂行に支障があるとは考え難い。

したがって、指定管理者との協議に係る記録および供覧文書は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

(ウ) 訴訟提起に係る回議書（文書4-11および文書5-11）

実施機関は、これらの文書を公にすれば、実施機関が、原告として被告と対等な立場で訴訟を遂行することができなくなり、今後の訴訟に影響があると主張している。

当審査会が見分したところ、当該回議書に添付された文書のうち、訴状案とされるものは、実施機関内で回議された訴状の案であり、これに記載されている情報については、あくまで検討の途中段階のものであると認められる。

このことからすると、こうした情報を公にすれば、実施機関が検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針が容易に類推されることとなり、今後の実施機関における訴訟事務の遂行に支障が生じるおそれがあるものと判断される。

一方、その余の情報については、本件県営住宅訴訟に関する資料等ではあるものの、何ら訴訟の対処方針等が記載されているものではなく、これを公にしたとしても、実施機関の今後の訴訟事務の遂行に支障があるものとは考え難い。

したがって、回議書に添付された訴状案は、条例第6条第6号に該当するものとは認められるが、その余の情報については、同号に該当するものとは認められない。

4 付言

本件処分においては、具体的にどのような理由によって非公開としたのかが明確に説明されない部分が散見され、実施機関は、訴訟に関する文書であるという理由のみをもって、安易に広範な文書の全部を非公開にしたものと考えざるを得ない。非公開とする部分および当該部分を非公開とする理由については、処分を行う時点において、十分に検討されなければ

ならないものである。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成28年6月22日	・実施機関から諮問を受けた。
平成28年10月3日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成28年10月17日 (第250回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年12月19日 (第252回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成29年1月11日 (第253回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成29年2月16日 (第254回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年3月15日 (第255回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

番号	頁	公文書の名称・内容	公開すべき部分
文書 1 - 2	10~12	復命書等（平成 26 年 1 月 29 日）	資料「これまでの経過等」（個人に関する情報を除く）
文書 2 - 1	89~92	回議書（訴訟代理委任契約の締結について）	全部
文書 2 - 2	94	弁護士報酬見積書	3 (1)の金額、3 (2)の金額・割合、銀行名、口座番号および印影以外の部分
文書 2 - 3	95	委任契約書	全部
文書 4 - 8 文書 5 - 8	307~309 464~466	供覧文書（原状回復最終催告書等・平成 25 年 9 月 2 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 4 - 9 文書 5 - 9	310~314 467~471	指定管理者との協議に係る記録等（平成 25 年 6 月 25 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 4 - 10 文書 5 - 10	315~317 472~474	供覧文書（保管義務違反通知書・平成 25 年 5 月 31 日）	全部（個人に関する情報を除く）
文書 4 - 11 文書 5 - 11	318~337 475~494	回議書（訴訟の提起について）	訴状（案）以外の部分（個人に関する情報を除く）

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

別表 2

請求	番号	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由	
請求 1	文書 1	文書 1 - 1	8～9	復命書（平成 25 年 10 月 17 日）	全部	6 号
		文書 1 - 2	10～12	復命書等（平成 26 年 1 月 29 日）	全部	6 号
		文書 1 - 3	13～34	復命書等（平成 26 年 6 月 17 日）	全部	6 号
		文書 1 - 4	35～44	復命書等（平成 26 年 7 月 2 日）	全部	6 号
		文書 1 - 5	45～47	復命書（平成 26 年 7 月 31 日）	全部	6 号
		文書 1 - 6	48～83	復命書等（平成 26 年 8 月 20 日）	全部	6 号
請求 2	文書 2	文書 2 - 1	89～92	回議書（訴訟代理委任契約の締結について）	支出負担行為額、残額、伺い文の一部	2 号
		文書 2 - 2	94	弁護士報酬見積書	全部	2 号
		文書 2 - 3	95	委任契約書	全部	2 号
		文書 2 - 4	96～118	法律事務所報酬規程	全部	2 号
請求 4	文書 4	文書 4 - 1	192～194	復命書等（平成 27 年 1 月 22 日）	全部	6 号
		文書 4 - 2	195～237	復命書等（平成 26 年 10 月 8 日）	全部	6 号
		文書 4 - 3	238	復命書（平成 26 年 9 月 19 日）	全部	6 号
		文書 4 - 4	239～271	復命書等（平成 26 年 8 月 20 日）	全部	6 号
		文書 4 - 5	272～274	復命書（平成 26 年 7 月 31 日）	全部	6 号
		文書 4 - 6	275～284	復命書等（平成 26 年 7 月 2 日）	全部	6 号
		文書 4 - 7	285～306	復命書等（平成 26 年 6 月 17 日）	全部	6 号
		文書 4 - 8	307～309	供覧文書（原状回復最終催告書等・平成 25 年 9 月 2 日）	全部	6 号
		文書 4 - 9	310～314	指定管理者との協議に係る記録等（平成 25 年 6 月 25 日）	全部	6 号
		文書 4 - 10	315～317	供覧文書（保管義務違反通知書・平成 25 年 5 月 31 日）	全部	6 号
		文書 4 - 11	318～337	回議書（訴訟の提起について）	全部	6 号
請求 5	文書 5	文書 5 - 1	349～351	復命書等（平成 27 年 1 月 22 日）	全部	6 号
		文書 5 - 2	352～394	復命書等（平成 26 年 10 月 8 日）	全部	6 号
		文書 5 - 3	395	復命書（平成 26 年 9 月 19 日）	全部	6 号

	文書 5 - 4	396～ 428	復命書等（平成 26 年 8 月 20 日）	全部	6 号
	文書 5 - 5	429～ 431	復命書（平成 26 年 7 月 31 日）	全部	6 号
	文書 5 - 6	432～ 441	復命書等（平成 26 年 7 月 2 日）	全部	6 号
	文書 5 - 7	442～ 463	復命書等（平成 26 年 6 月 17 日）	全部	6 号
	文書 5 - 8	464 ～ 466	供覧文書（原状回復最終 催告書等・平成 25 年 9 月 2 日）	全部	6 号
	文書 5 - 9	467～ 471	指定管理者との協議に係 る記録等（平成 25 年 6 月 25 日）	全部	6 号
	文書 5 - 10	472～ 474	供覧文書（保管義務違反 通知書・平成 25 年 5 月 31 日）	全部	6 号
	文書 5 - 11	475～ 494	回議書（訴訟の提起につ いて）	全部	6 号

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

※「非公開理由」欄：2号＝条例第6条第2号該当、6号＝条例第6条第6号該当